

各 位

株式会社名古屋証券取引所

当取引所に対する業務改善命令について

本日、当取引所は、金融庁より、以下のとおり業務改善命令を受けました。

今般、名古屋証券取引所に対する証券取引等監視委員会の検査において、次の事項が認められた。

1. 上場審査業務に係る不備

名古屋証券取引所は、その開設する取引所金融商品市場であるセントレックスへの有価証券の上場審査において、複数の銘柄に関し、利益計画の策定根拠及びその合理性、妥当性の一部について、実現可能性等の観点から十分な審査を行っていない不備が認められた。

名古屋証券取引所の上記のような業務の運営の状況は、金融商品取引法第 153 条の規定による監督上必要な措置をとることを命ずることができる場合の要件となる「業務の運営（中略）に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。

2. 前回検査指摘事項等の改善措置の実施状況等に係る不備

名古屋証券取引所は、前回の証券取引等監視委員会検査及び金融庁検査において不備を指摘された事項等について、改善報告書を提出し改善措置を講じているとしていたにもかかわらず、一部の指摘事項等への改善措置の実施状況等に不備が認められた。

名古屋証券取引所の上記のような業務の運営の状況は、金融商品取引法第 153 条の規定による監督上必要な措置をとることを命ずることができる場合の要件となる「業務の運営（中略）に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。

したがって、金融商品取引法第 153 条前段の規定に基づき、下記のとおり命ずる。

記

(1) 証券取引等監視委員会から指摘された各事項について、名古屋証券取引所としてその発生原因や問題点等について分析、検証を行った上で、具体的かつ実効性のある改善策を講じること。

(2) 上記(1)に関する業務改善計画を平成 20 年 2 月 29 日までに提出し、以後当分の間、その 3 か月毎の実施状況を翌月 15 日までに報告すること（初回基準日を平成 20 年 3 月末とする）。

当取引所は、これまで適正な業務の運営に努めてきたところではありますが、上場審査業務および前回検査指摘事項等の改善措置の実施状況等について、法令および当取引所の諸規則に違反するものではないものの、業務の改善を命じられましたことを、厳粛かつ真摯に受け止めております。

当取引所では、早急に改善策の策定に取り組み、皆様方から信頼いただける市場運営に向けて、一層の努力をしていく所存でございます。

なお、今回の処分は、当取引所の上場審査基準に対するものではなく、また、セントレックス上場会社の上場適格性にかかわるご指摘は一切ございません。

以上